

2022年4月 薬価改定に伴うご案内

概況をお知らせいたします。

① 基礎的医薬品

製品名	概況	変更調剤	その他
ポビドンヨードガーグル液 7%「イワキ」	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2022年より基礎的
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%「イワキ」	基礎的医薬品外れから基礎的医薬品に改定	可	・2020年より基礎的 ・薬価コード変更有 ・同規格内薬価差有
デルモゾールG軟膏	基礎的医薬品を維持	可	・2018年より基礎的
デルモゾールGクリーム	基礎的医薬品を維持	可	・2018年より基礎的 ・薬価コード変更有
デルモゾールGローション	基礎的医薬品を維持	可	・2018年より基礎的
白色ワセリン(小堺)	基礎的医薬品外れから基礎的医薬品に改定	不可	・2016年より基礎的 ・薬価コード変更有 ・同規格内薬価差有

薬価改定において、低薬価品の特例として基礎的医薬品という取り扱いがあります。

基礎的医薬品の主旨 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908006.pdf>

「医療上必要性が高い医薬品については継続的な安定供給を確保する必要があるが、長期に薬価収載されている一部の医薬品では、製造原価の上昇、市場取引価格の低下等により、継続的な安定供給が困難な状況に陥るものが出てきている。このため、次の全ての要件を満たす医薬品については、薬価制度上、「基礎的医薬品」として取り扱い、最も販売額が大きい銘柄に価格を集約するなどして、安定供給の確保を図っている(平成28年度以降)。」

薬価は改定ルールに従って集約されます。診療報酬上の後発医薬品として変更調剤が行われた来歴のある成分・規格では、基礎的医薬品になっても変更調剤ルールは継続します。(基礎的医薬品外れでも継続します) 診療報酬上の後発医薬品としての加算の対象とはなりません。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2022/04/tp20220401-01.html>

同じ規格の基礎的医薬品内で薬価差がある場合、変更調剤にて患者説明が必要になることがあります。

② 薬価基準収載医薬品コードの変更品

製品名	旧コード	新コード	その他
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%「イワキ」	2634710M1018	2634710M1085	・統一名称収載から銘柄名収載への変更による
白色ワセリン(小堺)	7121703X1011	7121703X1100	・統一名称収載から銘柄名収載への変更による
デルモゾールGクリーム	2647709N1019	2647709N1043	・統一名称収載から銘柄名収載への変更による
クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1%「イワキ」	2634713M1054	2634713M1011	・銘柄名収載から統一名称収載への変更による ・一般名 クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1%
レボセチリジン塩酸塩錠 5mg「JG」	4490028F1043	4490028F1019	・銘柄名収載から統一名称収載への変更による ・一般名 レボセチリジン塩酸塩錠 5mg
ピリドキサル錠 10mg「イセイ」	3134003F1205	3134003F1019	・銘柄名収載から統一名称収載への変更による ・一般名 ピリドキサルリン酸エステル錠10mg
ノルニチカミン注	3179504A1124	3179504A1019	・銘柄名収載から統一名称収載への変更による ・一般名 チアミンジスルフィド・B6・B12配合10mL注射液
キョウミノチン静注 PL	3919502A1422	3919502A1015	・銘柄名収載から統一名称収載への変更による ・一般名 グリチルリチン・グリシン・システイン配合20mL注射液
消毒用イソプロパノール液 50%「ヤクハン」	2615701Q1015	2615701Q1457	・統一名称収載から銘柄名収載への変更による
ウスノン消毒液 10%	2619716Q1193	2619716Q1010	・銘柄名収載から統一名称収載への変更による ・一般名 アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩10%液

薬価改定において価格帯集約の結果、薬価収載方式が変わることがあります。収載方式変更に伴い薬価収載医薬品コードが変わります。なお、今回レセプトコードやほかの流通コードの変更はありません。

○統一名称収載品とは

統一名称収載とは薬価収載の形式の一つで、成分、剤形、規格および薬価によって統一名称で収載する方式です。この場合、製品名ごとの個別の収載ではなく一般名のブランドなしの製品として収載され、官報などの当局の告示においてはそれぞれの販売名の表示は行われません。一般に、同じ成分の中で薬価が著しく低い医薬品において統一名称収載の方法が取られ、それ以外の医薬品は銘柄名別収載の方法が取られます。(統一名称収載品目は、保険薬辞典等でご確認いただけます)

○銘柄名別収載品とは、一般的な薬価の収載形式です。当局の告示において販売名で表示されます。

以上